



小型家電リサイクル法の施行について

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部企画課
リサイクル推進室

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【制度概要】

使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する制度。

【対象品目】

一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具のうち、効率的な収集運搬が可能であって、再資源化が特に必要なものを政令指定

【基本方針】

環境大臣及び経済産業大臣が基本方針を策定、公表

(内容)基本的方向、量の目標、促進のための措置、個人情報の保護その他配慮すべき事項 等

製造業者(メーカー)の責務

- ・設計、部品、原材料の工夫により再資源化費用低減
- ・再資源化により得られた物の利用

小売業者の責務

- ・消費者の適正な排出を確保するために協力

国の責務

- ・必要な資金の確保
- ・情報収集、研究開発の推進
- ・教育、広報活動

製造・販売

排出



国民



自治体
回収

回収ボックス or 資源ゴミの
新区分 or ピックアップ

回収

引渡

静脈物流

集積所



中間処理施設

中間処理



金属製錬

金属回収

循環
利用

消費者の責務

- ・分別して排出

市町村の責務

- ・分別して収集
 - ・認定事業者への引渡し
- ※各市町村の特性に合わせて回収方法を選択

認定事業者

- ・再資源化のための事業を行おうとする者は、再資源化事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができる。
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者又はその委託を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、市町村長等の廃棄物処理業の許可を不要とする。
- ・収集を行おうとする区域内の市町村から分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き引き取らなければならない。

認定申請



認定、
指導・助言等

国

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・認定の取消し

8月3日成立
8月10日公布
25年4月施行

政省令、基本方針、ガイドラインについて

以下の政省令等を策定した。

①基本方針

： 小型家電リサイクルの促進の基本的方向、量に関する目標、促進のための措置、知識の普及、個人情報保護その他配慮すべき事項等について記載する。

②小型家電リサイクル法施行令 ： 対象品目等を定める。

③小型家電リサイクル法施行規則

： 法第10条関係における「再資源化事業の内容」並びに「区域、者の能力及び施設の基準」といった認定に係る事項、またこれらの手続きに係る事項等を定める。

④認定申請の手引き <認定事業者向け>

： 事業者が再資源化事業計画を作成・変更・申請するにあたり、計画に記載すべき事項や手続きの方法並びに詳細な審査基準を定める。

⑤使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン <市町村、小売業者向け>

： 「特定対象品目」を提示し、市町村や(再資源化事業計画に基づき)小売店が行う回収方法や回収に際しての留意事項を示す。

⑥市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン <市町村、認定事業者向け>

： 市町村と認定事業者が、引渡契約を締結するにあたり、業者の選定方法、契約方法、双方で取り決めて契約に記載すべき事項等を示すとともに、引取義務の例外を示す。

基本方針

本基本方針は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるもの。

① 促進の基本的方向

- ・広域的かつ効率的な回収により、採算性を確保しつつ再資源化することが可能であり、関係者が工夫しながらそれぞれの実情に合わせリサイクルを実施。
- ・消費者や国、地方公共団体、リサイクル事業者などの関係者の適切な役割分担の下で積極的に参加することが必要。

② 量に関する目標

市町村または認定事業者等により回収され再資源化を実施する量の目標
【平成27年度までに**14万t/年**、1人当たり**1kg/年**（回収率約20%）】

③ 促進のための措置

各関係者が取り組むべき措置を記載。

例えば、市町村の取組として、

- ①まずは制度に参加すること、
- ②住民への制度の周知と、住民が簡便に排出できる環境の整備、
- ③認定事業者の指導・監督 等を記載。

また、国の取組として、

- ①制度の円滑な立上げと運用に向けた市町村の支援、
- ②国民への普及啓発 等を記載。

④ 促進の意義に関する知識の普及

- ・環境教育、広報活動等を通じて使用済小型電子機器等の再資源化が環境の保全に資することについての国民の理解を深めること

⑤ その他促進に関する重要事項

- ・使用済小型電子機器等のリユースについて
- ・排出後の定量的なフローを把握するよう努めること
- ・使用済小型電子機器等が廃棄物と判断される場合の留意事項

⑥ 個人情報の保護その他配慮すべき事項

- ・回収段階および中間処理段階における個人情報の保護について
- ・労働安全衛生の確保
- ・有害物質等の発生抑制、周辺環境への影響の防止

政令指定品目

		対象品目	
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	16	フィルムカメラ
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く)	17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(特定家庭用再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く)
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ビー・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く)
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具(特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く)
6	パーソナルコンピュータ	20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	21	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
8	プリンターその他の印刷装置	22	電気マッサージ器
9	ディスプレイその他の表示装置	23	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
10	電子書籍端末	24	電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具
11	電動ミシン	25	蛍光灯器具その他の電気照明器具
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	26	電子時計及び電気時計
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	27	電子楽器及び電気楽器
14	ヘルスマーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	28	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

再資源化事業計画の認定について

以下の基準を満たす者の計画について、認定を行う。

第1号 再資源化基準

法第10条第3項第1号にて、再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切であり、かつ、廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保に資することについて、基準を設ける。

第2号 広域についての基準

指標	基準	備考
都道府県数	隣接する3都道府県以上	北海道と沖縄県については例外とする
人口密度	当該地域における人口密度1,000人/km ² 以下	

- 採算性の観点：回収金属の売却益により再資源化を実施する本制度において、円滑に制度を施行するためにはある程度広域で事業を実施する必要があることから、事業対象とする都道府県数の下限値を設定する。
- 公平性の観点：人口密集地域のみを対象としたいいわゆる“いいとこ取り”を回避することが空白地域を生じさせない上で重要であることから、人口密度の上限値を設定する。

第3号 認定事業者の能力、施設の基準

- 認定事業者及び委託先が知識・技能・経理的基盤を有すること
- 使用済小型電子機器等の処分に適する施設であること
- 周辺の生活環境保全上の支障がないように措置を講じた施設であること 等

市町村における回収方法の例

ボックス回収



回収ボックスを公共施設や商業施設等に常設し、排出者が直接投入した物を定期的に回収する手法

ステーション回収



ステーション(ごみ・資源回収場所)ごとに定期的に行っている資源回収に加えて、使用済小型家電専用のコンテナを新たに設置し、回収する手法

イベント回収



集客力の高い各種イベント会場や家電量販店にボックスを設置し、イベント開催の期間に限定してボックス回収を行う手法

ピックアップ回収



各自治体等の従来の分別区分に従って排出されたごみや資源から、使用済小型家電をリサイクルセンター等で抜き取る手法

自治体への参加意向調査（24年11月）

25年4月の小型家電リサイクル法施行に向け、環境省では同制度への自治体の参加意向等を把握するためにアンケート調査を実施。

（調査期間：平成24年11月1日～30日、調査対象：全市区町村（有効回答：1,701市区町村（回答率98%））

＜市区町村の参加意向状況＞ 575市区町村（33.8%）、人口カバー率では44.4%が制度参加を前向きに検討

	実施予定	どちらかという と実施方針あり	どちらかという と実施方針なし	実施予定なし	未回答	合計
市区町村数	185	390	515	590	21	1,701
回答率(%)	10.9	22.9	30.3	34.7	1.2	100.0
人口分布率 (%)	17.1	27.3	27.0	22.9	5.7	100.0

＜参加意向がない市町村の理由（複数回答）＞ 体制面、財政面の課題を挙げる自治体が多い。

	市区町村数	%
1.広域事務組合と構成市町村との調整の必要性	499	45.2
2.体制的に困難	475	43.0
3.予算的に困難	366	33.1
（予算的（ランニング）に困難）	(292)	(26.4)
（予算的（イニシャル）に困難	(238)	(21.5)
（機器回収に対する国等の財政的支援がない）	(166)	(15.0)
4.機器排出量が少量である	291	26.3
5.製造業者及び小売店での回収のみの実施とすべき	231	20.9
6.既に自治体において適切な再資源化を実施している	171	15.5
7.回収しても収入にならない	129	11.7
8.住民の理解・協力が得られない	99	9.0
9.その他	121	11.0

容器包装リサイクル法の開始時に制度への参加意向を示した自治体割合はペットボトルで19%、プラスチックで27%。

レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費(環境省)

H24年度補正: 5億円、 H25年度当初: 5億円

多くの市町村と事業者の参加の下で、使用済小型電子機器等のリサイクル制度を実施し、廃棄物の減量化・有用金属の再資源化を行うことで、循環型社会形成の推進と資源の安定供給を確保する。

制度開始

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
(平成25年度施行予定)

資源小国の我が国においては、使用済小型電子機器等を活用し有用金属を再生することがきわめて重要。

制度構築のカギ

①多くの自治体の参加

②認定事業者による円滑な再資源化事業の実施

③不適正な輸出による海外流出の防止

安定した制度の構築

①市町村における効率的な回収システムの構築支援

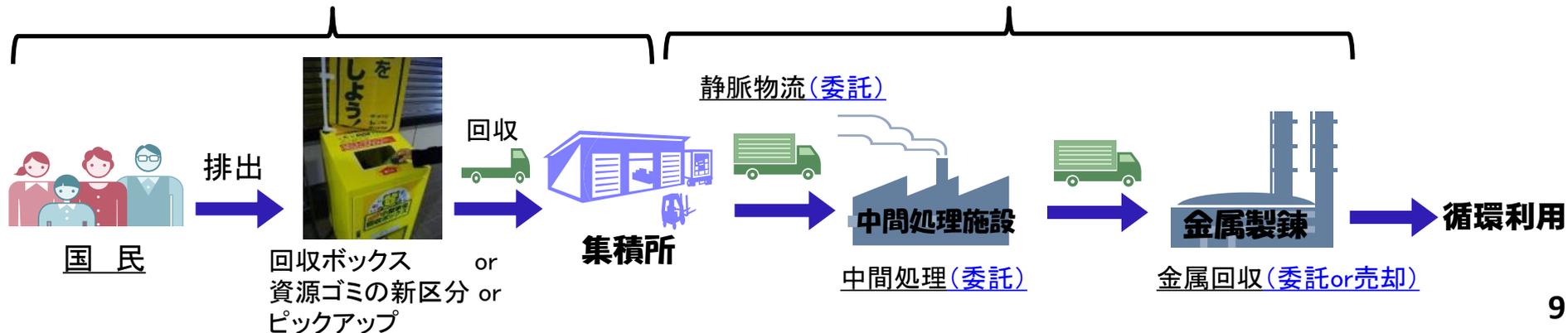
②認定事業者における過疎地域等を含めた再資源化事業体制の構築支援

③国民・市町村への参加の呼びかけ

④使用済小型電子機器等の排出後フローの把握

自治体

認定事業者



平成24年度実証事業について(環境省)

【目的】

市区町村の小型家電の効率的・効果的な回収体制の構築のため、社会実証事業を行う。

【リサイクルシステム構築協力地域】 ※下線の市町村にて平成24年度実証事業を実施中

- (1) 青森県 : (弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合)
- (2) 秋田県 : 県内全市町村
- (3) 千葉県(野田市)
- (4) 神奈川県(相模原市)
- (5) 静岡県(浜松市)
- (6) 岐阜県(岐阜市)
- (7) 岡山県(笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町)
- (8) 山口県(宇部市、美祢市、周南市、山陽小野田市、阿武町)
- (9) 愛媛県(久万高原町、松前町、砥部町、松野町、鬼北町)
- (10) 九州地域:
 - 福岡県内 (大牟田市、久留米市、田川市、筑後市、大木町、新宮町、柳川市、宮若市、みやま市、遠賀・中間地域広域行政事務組合、那珂川町、小竹町、鞍手町)
 - 佐賀県内 (基山町、鳥栖・三養基西部環境施設組合)
 - 長崎県内 (島原市、対馬市)
 - 熊本県内 (熊本市、山鹿植木広域行政事務組合)
 - 宮崎県内 (日向市)
 - 鹿児島県内 (志布志市、屋久島町、曾於市、大崎町)

【実証事業を通じての支援】

実証事業を通じて、小型家電の回収体制を整備する上で必要な初期投資費用(回収ボックスの設置費用、広報、広告費等)の支援を行う。

不用品回収業者等について

□ 不用品回収業者

- ✓ 家庭や事業所から排出される廃家電等をトラックで戸別回収する業者。特定の場所を指定し、持ち込ませた廃家電等を回収する業者。廃家電等は主にヤード業者へ売却。

□ ヤード業者

- ✓ 海外への輸出を目的として、廃家電等の保管、解体、コンテナ詰め等を、周囲を鉄壁等で囲んだ作業場で行う業者。



巡回型不用品回収業者



一部、不法投棄



バラ積み船、コンテナ船で輸出
港や、船上で火災が頻発



家庭からの
排出

事業所からの
排出

不用品
回収業者

ヤード業者

スクラップ

スクラップ
輸出業者

スクラップ輸出

中古品

価値のある家電は、
リユース市場で売却



拠点型不用品回収業者



ヤード業者では環境対策をせず家電を破壊



輸出先で不適正処理

小型家電再資源化マーク

- 消費者が使用済みとなった小型家電を排出する際に、安心して引き渡すことができる場所・相手を一目で見分けられるよう、本法に基づき大臣認定を受けた事業者であること、若しくは、本法に基づき分別収集を行う市町村であることを示すマークを作成
- 市町村や認定事業者(及びその委託先)は、回収ボックスや回収車両、看板等に本マークを表示することで、消費者に対し安心して廃棄できる場所を明示することが可能

小型家電認定事業者マーク



小型家電

大臣認定 000000

小型家電回収市町村マーク



小型家電

〇〇市

※これらのマークは
商標登録予定

(コンセプト)

- マーク使用者の「使い勝手」を考慮し、黒をベースとしたデザインとする。
- 「小型家電」と大きく表記することにより、リサイクルの対象物を明確に伝える。英語圏の人々からも理解していただけるよう「E-Waste」と併記。
- 小型家電の形をイメージした抽象的なシルエットの中にリサイクルの「R」をモチーフとしたループ記号を入れて、小型家電のリサイクルであることを伝える。

小型家電リサイクルに係る普及啓発（24年度事業）

- ・ポスター、リーフレットの作成・配布
- ・動画配信(環境省youtube、電器店の店頭放映等)
- ・新聞広告(全国紙3紙、地方47紙)
- ・雑誌広告
- ・ラジオ広報
- ・小型家電 素材集の作成 等



©中央シンボル「くま夫婦」/月刊IKKI